

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成22年11月16日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

秋 武 憲 一 浅 谷 友一郎 浅 野 昭 子 阿 部 一 彦
荒 井 純 哉 小 原 賀 子 桂 川 実 久保野 恵美子
小 暮 輝 信 小 林 純 子 鈴 木 桂 子 清 野 正 英
本 郷 一 夫

(2) 説明者

和田次席家庭裁判所調査官 安久津宮城家庭少年友の会副会長

(3) 事務局等

佐竹事務局長 中井川首席書記官 大山事務局次長 長沼総務課長
渡辺総務課課長補佐

4 あいさつ

委員長あいさつ

5 議事

(以下, は委員長, は委員, は説明者, は事務局の発言)

テーマ

- (1) 本日のテーマ「家庭裁判所の少年審判手続と少年,保護者に対する教育的働きかけ」
委員長から趣旨説明

- (2) 説明者のうち 和田次席家庭裁判所調査官から,家庭裁判所の少年審判手続と少年,
保護者に対する教育的働きかけの実情について概要説明

次に,安久津宮城家庭少年友の会副会長から,同友の会の活動についての概要説明

- (3) 意見交換

別紙のとおり

- (4) 次回テーマ

次回の家庭裁判所委員会で取り上げたいテーマについて,御意見を伺いたい。

意見なし。

それでは協議すべきテーマがある方は,12月27日(月)まで総務課課長補佐までお知らせ願いたい。委員の皆様から意見がない場合は,裁判所の方でテーマを提案し,事前に皆様にお知らせしたいと思います。

異議なし。

- (5) 次回期日

平成23年6月23日(木)午後1時30分

(別紙)

意見交換

(以下、 は委員長、 は委員、 は説明者、 は事務局の発言)

家庭裁判所の少年審判手続と少年、保護者に対する教育的働きかけの実情と、宮城家庭少年友の会の活動の概要を説明したが、委員の皆さんから、広く御意見をいただきたい。

家庭裁判所の教育的働きかけとして、介護施設での花壇整備や県民の森での木道防腐剤塗りなどのボランティア活動が紹介されたが、どのようなメニューがあるのか、メニューは選択できるのか、少年1人当たり何回参加しているのか。

社会奉仕活動としてのボランティア活動は、1か月に1回程度の割合で実施している。メニューはいろいろあるが、例えば花壇整備は春に、木道防腐剤塗りは夏から秋にかけて実施しているように、季節に適した内容のものとなっている。また、木道塗りは、どちらかという男子少年向けのものとなっているが、教育的働きかけをする時期によって選択しうるメニューが違ってくる。少年には1回参加してもらうことが多い。

宮城家庭少年友の会の会員数、年齢、職業の有無などを教えてもらいたい。

年齢は50歳代から60歳代が中心である。調停委員や参与員をしている人もいるが、職業については、就いている人もいれば、主婦や無職とさまざまである。

ボランティア活動に参加するのは強制か。また、教育的働きかけは、家庭裁判所の審判のどの辺りで実施しているのか。

強制ではなく任意参加である。実施時期は、家庭裁判所調査官による調査の過程で実施する場合や、試験観察の過程で実施する場合などがある。

少年がボランティア活動に参加すると処分に影響するのか。少年審判事件は、調査してから審判というプロセスだと思うが、非行事実についての判断を先行させずに調査の過程でボランティア活動をさせることに問題はないのか。

非行事実の判断を先行させた上で、非行事実の軽重や少年の抱える問題などを調査した上で、教育的働きかけが必要かどうかを判断している。

成人事件においては、犯した罪に対して相応の刑事責任を科すことを目的としているが、少年に対しては、基本的にその更生のためにどのような矯正教育が必要かを検討し、その更生を図っていくことを目的とするものであり、判断の枠組みを異にしている。

子どもたちは、花壇整備などに参加し、美しい花壇が完成し、入所中のお年寄りなどにありがとうという言葉をかけてもらうと、達成感を抱いたり自分でも社会で役に立つことができるという感覚を持つことができる。そういう気持ちを持ってくれるということは、非行の抑止につながるだけでなく少年の人格的な成長の契機となるものである。

少年審判は時間がかかるといわれるが、それはどのような理由か。

一般的に少年審判に時間がかかるといえることはないと思うが、身柄の拘束のない万引きや窃盗などの在宅事件の場合、少年事件においては、共犯事件が多いという特色があるため、共犯者の供述を聴取する必要があり、事件送致が遅れる傾向にある。しかし、在宅事件でも送致後1か月くらいで家庭裁判所調査官の呼出しがあり、ボラ

ンティア活動に参加してもらおうなどしても、3、4か月くらいで終局となっているものが多い。

審判不開始となった事件の中で、ボランティア活動を体験した少年の比率はどれくらいか。

1割から2割の間くらいと思う。

ボランティア活動を受け入れている機関は多いのか。また、その関係者には、家庭裁判所に送致されている少年であることを伝えているのか。

協力機関の斡旋を求めているが、なかなかボランティア活動の受け入れ先がないのが実情である。

家庭裁判所としては、少年の匿名性は担保する必要があると考えており、オープンスペースの公園清掃のような場合でも私的な団体が清掃をしている形をとっているし、老人介護施設に行く際にも、施設の窓口担当者には家裁の関係で受入れをお願いしているが、入居者にはそのようなことは一切伝えていないし、少年の名前なども一切明らかにしていない。子どもたちには、その日だけの名前を決めてもらい、皆に呼んでもらうように工夫し、匿名性を担保するよう努力している。

ボランティア活動に少年が匿名で参加するというのは問題ではないか。そもそも一度の過ちを犯したということで差別するという社会の方に問題があるのではないか。

裁判所は、裁判員裁判制度においては、裁判を国民にとって身近なものとするように積極的に取り組んできたのに対し、家庭裁判所の活動において、広報が不足しており、社会の理解が十分ではないのではないかと。現状の社会ではやむを得ないのかもしれない。

アメリカにはティーンズコートという、子どもたちが悪いことをした子どもの処分を決める制度があるが、一般に子どもたちは大人よりも重い処分をするといわれている。10日間の公園清掃を命じるようなこともあると聞いている。この手続に参加した子どもたちは、悪いことをしたらペナルティが加えられるという意識がある。

先ほど報告いただいた、ボランティア活動に参加した少年の感想の中によい言葉があったし、匿名による配慮もよいと思う。ただ、少年には悪いことをしているいろいろな人に迷惑をかけたことはきちんと自覚させてほしいし、ペナルティがあるということも理解してもらいたい。

少年に対しては、罰としてボランティア活動をさせているのではないと思う。最初から悪い子どもはいない。

ボランティア活動を通じて更生への端緒としようという取り組みはよいことだと思う。先ほどティーンズコートの話が出ていたが、活動のルールは子どもたちが決めている。裁判官役になるのは同学年の人のみで、大人よりも重い処分をするといわれているが、重い罰を与えるというより、やったことに対する責任をとらせるという意識が強いからだといわれている。

なお、私は、ボランティア活動として施設を運営し、60人ほど子どもを預かっているが、施設の担当者は、お互い愛称で呼ぶようにしている。

事件を起こす少年たちの多くは、人として大切に育てられなかった人である。社会的に考えれば、子ども手当のように金銭を配るよりは、人が手を差し出すような取り組みが必要ではないか。

事件を起こした少年の多くは、悪いことをしたことは分かっている。少年にもう一度自分の起こした非行について考えさせるとともに、更生の気持ちを引き出してやるのが大切である。

発達障害を持つ子どもたちの中で、社会に不適応となってしまうのは、大人との感情的なつながりが不足している場合や、社会的にモデルとなる人がいない場合や、責任感が育たない場合だと言われている。

ボランティア活動に参加すると、この三つの要素を体験できるので良い試みだと思うが、一度でパーソナリティが変わることはないので、継続的に経験させることが大切ではないか。

大学が、地域社会に何か発信していくことはできないのか。

東北福祉大学では、全学部の学生からボランティアを募り、宮城県内の学校でのボランティア活動などに積極的に取り組んでいる。

東北大学教育学部では、発達障害を持つ子どもとふれあいの場を持ったり、臨床心理室では発達障害の相談に応じている。

医師会では、小児科の医師が家庭環境と子どもの成長への影響について調査しているが、最近では注意散漫であったり、多動であったり、衝動性が高いといった子どもが多い。原因はいろいろあると思うが、親が物を買って与えることを愛情と思い込むなど、本当の愛情が不足していることによるものや、少年がTVゲームなど仮想世界に夢中となり現実社会との区別ができなくなっているものなどが考えられる。

ボランティア活動に参加することは、発達障害を抱えている子どもたちにも意味がある。規律ある生活を送るためには、キャンプなどに参加するのがよいし、外国では、動物との触れ合いを持つことがよいとされ、動物の世話係をさせたりしている。

人は、周囲の人との関係や置かれた環境の中で人格を形成していくものだと思う。社会福祉士にボランティアを体験してもらい、自分の価値感と他人の価値感との違いを学んでもらっている。いろいろ体験すれば学ぶことはたくさんある。

私の勤務している大学では、生徒の育成と地域への関わりを持つということで、先ほど説明の中で紹介していただいたBBS（ビッグブラザーズ・アンド・シスターズ）を組織する学生が、老人施設などを訪問するなどボランティア活動に積極的に取り組んでいる。これは、学生の養成と地域社会への参加という2つの目的を備えている。

大学としては、地域との関わりを大切にしたいと考えており、仙台市と協議し、市民力を高める方策を検討している。現在は、除雪などの地域密着型のボランティア活動に力を注いでいる。

家庭裁判所が少年のボランティア活動に関わっていることを初めて知った。社会福祉協議会においても、家庭裁判所の活動と接点を持つ部分があると思う。

民生委員と児童委員も兼ねているので、ボランティア活動にも参加している。小学生、中学生及び高校生と関わっているが、地域によって差がある。郡部では核家族化が進んでおらず、子どもたちがお年寄りとお手玉をしたり、歌を歌ったり踊ったりふれあう機会がある。

子どもにとって家庭環境は大切だと思う。都市部では核家族化が進み、愛情をかけることと甘やかすことは違うことが理解されていないと感じている。本日、家庭裁判所の

少年に対するボランティア活動の取組みについて説明していただいたが、学校にはそのような情報はないので知らせたい。

20年前ころに裁判官として少年事件を担当していたことがあるが、当時は教育的な働きかけの制度が不足していた。親子で参加できるボランティア活動の取組みは評価することができる。

子どもの非行の原因は、子どもの問題というよりは親の問題だと思う。家庭と学校が子どもたちの教育をしっかりと行うべきである。

家庭裁判所が、いろいろな角度から少年を見て適正な判断していることは分かる。家庭裁判所調査官には、要保護性に関する調査をきちんとしてもらいたい。

事件送致の際に、処遇意見をどうしたらよいか悩むケースもあったが、不処分又は不開始であったとしても、家庭裁判所による教育的な働きかけがされることを参考として、処遇意見を考えていきたい。

家庭裁判所が、少年に対してボランティア活動に取り組みさせるなどの教育的働きかけを積極的に行っていることはあまり知られていない。地方裁判所では、裁判員裁判に向けて積極的な広報活動をしてきたところであり、家庭裁判所もシンポジウムを開催するなど、もっと地域に発信してはどうか。報道機関も応援すると思う。

子どものコミュニケーション能力を高めることが大切である。聞く力や話す力を育てる環境作りが大切である。

ボランティア活動のメニューについては、できるだけ男女を分けずに参加の機会を設けてほしい。

以 上